

富山県森づくりプラン(後期計画)(案)の概要

※アンダーラインが今回改正点

- 1 計画期間 平成19年4月から平成29年3月まで(10年間)
 【後期計画 平成24年4月から平成29年3月まで(5年間)】

2 とやまの森づくり基本指針

(1) 森林の整備及び保全の指針

県内の森林を4つに区分(下表のとおり)して取り扱い、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指す。

森林の区分		目指す森林の姿
天然林	里山林	地域ニーズ等に対応した多様な里山の再生
	保全林	原則として自然の推移に委ね保全・保護
人工林	生産林	地球温暖化防止と循環型社会に貢献する持続的な木材生産
	混交林	長期的な木材資源の確保と公益的機能の維持・向上の両立

(2) 県民参加による森づくりの指針

森づくりの推進にあたっては、計画、実行、評価、改善の各プロセスにおいて、幅広い県民の参加を得ながら進める。

3 とやまの森づくりの施策

(1) とやまの森づくり施策の方向

健全な人工林の育成と生産基盤の整備など、従来の施策による森林の整備及び保全を引き続き推進するほか、県民全体で支える新たな森づくりとして以下の施策を重点的に推進する。

項目	重点施策
水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進	①県民との協働による里山林の整備 ②放置人工林や風雪被害林の混交林への誘導 ③奥山での実のなる木の植栽や優良無花粉スギの植栽 ④森づくりに必要な技術の開発と活用
とやまの森を支える人づくり・森林資源の循環利用などの推進	①県森づくりプランの策定と市町村森づくりプランの策定支援 ②とやまの森づくりサポートセンターによる森林ボランティアへの活動支援 ③森づくりに関する専門的な技術を有する人材の育成・確保 ④森づくりに関する総合情報システムの整備・運用 ⑤森林環境教育の推進や森林の大切さの普及・広報活動の推進 ⑥公共施設の木質化や木製品の設置など県産材の有効利用

(2) とやまの森づくり施策の目標(目標年度:平成28年度)

項目	現行	改正後	目標設定の考え方
①里山林の整備	2,000ha	2,600ha	【H19-23実績】1,300ha、【H24-28計画】1,300ha ・地域の合意形成がこれまでと同じペースで取り込まれることを想定
②混交林の整備	2,000ha	1,500ha	【H19-23実績】700ha、【H24-28計画】800ha ・今後5年間で優先的に整備すべき面積を考慮(過密人工林600ha、風雪被害林50ha、侵入竹林150ha)
③県民参加による森づくりの年間参加延べ人数	7,000人	12,000人	H22森づくりの参加延べ人数 約10,000人 ・ボランティア活動の定着を図るとともに、現状より2,000人程度の増加を目指す

(3) 「水と緑の森づくり税」を財源とした事業

項目	事業名	事業内容	想定事業費(概数)	
			5年間(H24-28)	年平均
多様な森づくりの推進	①里山再生整備事業	市町村が里山管理利用計画を策定し、計画に基づき里山林を整理。地域住民は草刈りなど実施。	7.2 億円	144 百万円
	②みどりの森再生事業	過密人工林や風雪被害林、 <u>人工林に侵入した竹林</u> 等を整理し広葉樹の侵入を促進(混交林へと誘導)。	6.5	130
	③(新)実のなる木植栽事業	<u>カシノナガキイムシの被害跡地にミズナラなど実のなる木を植栽。</u>	0.6	12
	④(新)優良無花粉スギ造成モデル事業	<u>優良無花粉スギをモデル的に植栽。</u> (2年目以降の下刈りなど保育作業は森林所有者が実施)	0.5	10
	小計		14.8	296
人づくり・森林資源の循環利用などの推進	⑤とやまの森づくりサポートセンター推進事業	機器の貸出や森づくり塾の開催など、森林ボランティア等を総合的・専門的に支援。	1.5	30
	⑥とやまの森づくり総合情報システム整備事業	とやまの森づくり総合情報システムを活用して、県民に森づくり情報を提供。	0.6	12
	⑦とやまの森づくり普及啓発推進事業	児童・生徒を始め、広く一般県民の森づくりに関する理解を広めるための「森の寺子屋」を開催。		
	⑧県産材利用促進事業	公共施設の木質化や木製品の設置の推進及び支援、県産材のモデル的な使用に対する支援など。	1.2	24
	⑨県民による提案型事業	県民等が企画し実践する森づくり活動に支援。	0.5	10
	小計		3.8	76
推進活動	⑩森づくり推進事業	森づくり会議の開催、事業の広報・PR	0.2	4
合計			18.8	376

備考 5年間の税収見込み額 18 億 4 千万、H23 末基金残高約 4 千万円

○ 水と緑の森づくり税の延長と税額の見直し(案)

1 課税期間 平成 24 年度から 28 年度まで(5 年間)

2 (1) 個人負担額 現行どおり 1 人年 500 円

(2) 法人負担額 資本金等の額が 50 億円以下の企業は現行どおり、それ以上の資本金等の大きい企業は増額

区分		現行	案
税率		資本金等の額に応じた均等割額の 5%	100 億円超 均等割額の 10.0% 50 億円超 均等割額の 7.5% 50 億円以下 均等割額の 5.0%
資本金区分による税額	50 億円超～	100 億円超	<u>80,000 円</u>
		50 億円超～100 億円以下	<u>60,000 円</u>
	10 億円超～50 億円以下	20,000 円	} 現行どおり
	1 億円超～10 億円以下	6,500 円	
	1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	
1 千万円以下	1,000 円		
税収増額		—	年 約 22 百万円増
年間 税収額	個人	約 2.76 億円	約 2.76 億円
	法人	約 0.69 億円	約 0.91 億円
	計	約 3.45 億円	約 3.67 億円

備考 平成 22 年度の実績見込みによる